

筋痛性脳脊髄炎(慢性疲労症候群)患者の支援を求める意見書

世界保健機関の国際疾病分類（ICD）において、神経系疾患と分類されている筋痛性脳脊髄炎の患者は、全国の労働人口の内に24万人いると推定されている。

筋痛性脳脊髄炎は、生活が著しく損なわれるほど強い疲労が持続、ないし再発を繰り返し、労作業後の神経免疫系の極度の消耗、記憶力や集中力の低下、微熱、咽頭痛、筋肉痛や関節痛、筋力低下、頭痛、睡眠障害などの症状を伴い、通常の日常生活を送れなくなる病気である。

診療を行う医師も非常に少なく、地域的に偏っている。ほとんどの患者は職を失うほど深刻な病気でありながら、原因が解明されていないために、心因性と思われたり、詐病の扱いを受け、偏見と無理解に苦しんでいる。

また、多くの患者は介護が必要であるにもかかわらず、障がい者施策の対象にもならないため、「制度の谷間」で苦しんでいる。

よって、政府におかれては、患者の実態を調査し、筋痛性脳脊髄炎の正しい認知を広め、医療制度の確立と患者に対する介護や就労支援など、社会保障の確立を行い、患者の命と暮らしを支える施策の実施を強く求める。

記

1. 筋痛性脳脊髄炎が深刻な器質的疾患であることを認め、医療関係者や国民に周知させ、全国どこでも患者が診察を受けられる環境を整えること。
2. 障がい者手帳を持っていないくとも、医師の意見書などで日常生活や社会生活への参加に制限が認められる患者には、障がい者年金や介護、就労支援などが、スムーズに受けられるようにすること。
3. 「障害者総合支援法」が制定されたが、誰もが人間らしく尊厳を持って生きる権利を守る立場から、制度の谷間におかれた難病・慢性疾患患者の実態に即した福祉制度が確立するよう、当事者の意見を十分に汲み取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

—各宛